

グルホシネートに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>グルホシネートの留意点変更で、新留意点ではグルホシネートアンモニウム塩ではなく、グルホシネートに換算するため、通知法に記載のある代謝物Bの換算係数1.30から変更になるとの理解でよろしいか。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>御指摘のとおり、今般の改正により、代謝物Bの換算対象をグルホシネートアンモニウム塩からグルホシネートに変更するため、代謝物Bの換算係数は1.30から1.19に変更になります。上記変更を踏まえ、追って「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）を改正する予定です（最終改正：令和5年3月29日）。</p> <p>なお、残留基準の設定に係る審議過程については、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会の資料を御確認ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会報告）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26013.html</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000965908.pdf</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>従来は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会にて審議された後に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議されパブリック・コメント意見募集となっていたかと思うのだが、今回から分科会審議を経ずに意見募集していくという理解でよろしいか。またこれにより残留基準の改正の頻度などが変わってくるのか。</p>	<p>【回答1】</p> <p>規格基準告示に定める農薬等の残留基準を改正等する際には、行政手続法に基づいた意見公募手続を行い、広く一般の意見を求めています。意見公募開始時期は、分科会における「審議」「報告」の扱い等や告示までのスケジュール等を踏まえ個別に設定しています。</p> <p>なお、残留基準の改正の頻度に影響を与えるものではありません。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>>アミスルブロム 構成元素に臭素（及びフッ素）が入っているのであまり使うのが望ましい薬剤とは思われない。 使用を無くしていくべきと考える。</p> <p>>シメコナゾール 構成元素にフッ素が入っているのであまり使うのが望ましい薬剤とは思われない。 使用を無くしていくべきと考える。</p> <p>>フルピラジフロン 構成元素にフッ素が入っているのであまり使うのが望ましい薬剤とは思われない。 使用を無くしていくべきと考える。</p> <p>>フルミオキサジン 構成元素にフッ素が入っているのであまり使うのが望ましい薬剤とは思われない。 使用を無くしていくべきと考える。</p> <p>>メフェントリフルコナゾール 構成元素にフッ素が入っているのであまり使うのが望ましい薬剤とは思われない。 使用を無くしていくべきと考える。 意見は以上である。</p>	<p>【回答2】</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>フルピラジフロンのカカオ豆の検査部位の注意書き頂き感謝申し上げます。今後、カカオ豆の他農薬の検査部位については、『外皮を除く』に統一していくという理解でよろしいか。</p>	<p>【回答3】</p> <p>フルピラジフロンのカカオ豆の残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。フルピラジフロンのコーデックス基準におけるカカオ豆の分析部位は、外皮を含むとして</p>

		<p>いるため、「カカオ豆(外皮を含む。)」としています。</p> <p>なお、カカオ豆の分析部位については、「カカオ豆の分析部位の変更について」(平成30年3月12日部会から食品衛生分科会長あて報告)に示すとおり、原則として「外皮を除去したもの」とすることとしています。詳細については、以下を御覧ください。</p> <p>(カカオ豆の分析部位の変更について)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-1/1130500-Shokuhin-anzenbu/0000197286.pdf</p>
--	--	---